

騙されないで!!

劇場型・買え買え詐欺に注意

No.164

詐欺的なもうけ話のトラブルが増えています！様々ある手口を知って、騙されないよう十分気をつけましょう。

〈事例1〉

実家の母宛に、A医療法人から市内にできる老人ホームのパンフレットと入居権の申込書が届いた。その後B社から「入居したい人があるが、その書類が届いた人しか入居権が買えない。代わりに申し込みだけして欲しい。」と電話がきた。母は人助けになるのならと気軽に申込書をファックスした。この話を聞き、娘の自分が名義貸しの怖さを伝えたため、母はB社にやめたいと電話した。すると、高額な損害賠償を請求された。消費生活センターより

損害賠償というのはおどし的な話です。電話には出ず、留守番電話対応しておくよう勧めました。住所が業者に知られているため、万が一来訪された場合は、すぐに警察へ110番通報するよう伝えました。

このように、ある販売業者が販

売する未公開株や社債などを別の業者が「代わりに買ってくださいら高値で買い取る」「名義を貸してくれたら謝礼を払う」などといって消費者を勧誘し、契約をおこなう手口は劇場型勧誘と呼ばれ、別会社を装ってはいますが、同グループでマニュアルを作成して「演技」していると言われています。お金を渡してしまい、業者に連絡がつかなくなってしまうからでは、お金を取り戻すことはほぼ不可能です。勧誘電話には耳を貸さずきっぱり断り、絶対にお金は支払わないようにしましょう。

〈事例2〉

電話で「CO2排出権取引」に関するもうけ話の勧誘があり、来訪で説明を受け契約した。多くの資料を示され「重要事項説明書」という書面もチェックはしたが、取引内容はよく理解できなかった。まもなく「追加証拠金が必要、準備できないとこれまでの出資金も失ってしまう。」と言われ驚いた。初めの話と違うのでやめたい。

消費生活センターより

投資経験のない高齢者を相手にリスクの大きな取引を勧めています。実際には取引をしていない詐欺的業者もいます。今回の業者とはまだ連絡がつくので、すぐ弁護士相談に向かうよう案内しました。

「うまい話にはウラがある」一方的に勧誘をかけてくる業者を信じるのではなく、自分で情報収集することも大切です。業者の話信じやすい高齢者には周囲の見守りが必要です。被害を少しでも減らすためセンターへの一報をお願いします。

お問い合わせは、

市消費生活センター（2階）

☎(20)1101、FAX(20)16000へ。



文芸コーナー

雨の日のデータービス

佐藤 義江

台風が接近している
雨の日のデータービス
十時過ぎに迎える車が到着
この日の介護スタッフは男性二人
介護車に乗り込む間にも
雨は激しく降りかかる

ひとり車椅子を押し
もうひとは着ていた雨衣を脱いで
夫の頭からすっぽり覆ってくれた
黄色いトレーナーの背中に
雨粒に濡れている
申し訳ないなあ
ほんとうにねえ

半年前
脳梗塞で不自由になった体が
焦れたい八十四歳の夫
早く元気になるって
人様の手を煩わせずに
暮せたらいいのにねえ
甘えてばかりでは申し訳ない

緊急入院時の医師の声が蘇る
スパルタで行きますよー
在宅介護にも少し慣れて
今日はデータービス
今ごろ 湯舟につかっているだろうか
金木犀が香る

◎選評 齋藤正敏

御主人の入院。大変でしたね。いまは在宅介護にも少し慣れ、時々データービスを利用されているのですね。介護の渦中の束の間の安らぎから生まれた作品です。

●偶数月は「俳句・短歌・川柳」を、奇数月は「詩」を掲載しています。
●投稿は楷書でお願いします。

※詩の原稿送付先（直接選者）へ 〒297-0032 茂原市東茂原7番地 齋藤正敏宛。
「広報もばらの詩」と朱書きしてください。原稿は30行以内でお願いします。

